

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
19	公営住宅管理事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

高浜市は、公営住宅管理事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

高浜市長

公表日

平成28年4月20日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	公営住宅管理業務
②事務の概要	<p>公営住宅法に基づき公営住宅を建設、買取り又は借上げを行い、低額所得者等、住宅に困窮する方に対し、低廉な家賃で賃貸等を行っている。また、住宅地区改良法に基づく改良住宅を建設し、住宅困窮者に対して賃貸している。</p> <p>公営住宅および改良住宅の賃貸等に当たっては、公営住宅法および住宅地区改良法の規定に従い、入居者の所得状況から家賃等の算定を行う。また、家賃の収滞納や入居者の適正な管理を実施している。</p> <p>・本事務における特定個人情報ファイルは以下の事務に使用している。</p> <p>①公営住宅の入居者の資格要件等の確認に関する事務 (公営住宅法施行令第1条第3号、住宅地区改良法第29条、等)</p> <p>②入居者からの収入申告情報の確認に関する事務 (公営住宅法施行令第1条第3号、住宅地区改良法第29条、等)</p> <p>③他市町村からの入居時の入居者・同居者の所得情報等の確認に関する事務 (情報提供ネットワークシステムの利用を想定)</p>
③システムの名称	住宅使用料システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー、収納管理システム、滞納管理システム
2. 特定個人情報ファイル名	
公営住宅情報ファイル、収納情報ファイル、滞納情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・番号法第9条、同法別表第1の19の項および35の項 ・別表第一省令第18条および26条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	・番号法第19条第7号、同法別表第2の31の項および54の項 ・別表第二省令第22条および28条
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	市民生活グループ
②所属長	市民生活グループリーダー 芝田 啓二
6. 他の評価実施機関	
-	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	高浜市 市民総合窓口センター 市民生活グループ 〒444-1398 愛知県高浜市青木町四丁目1番地2 問い合わせ先電話番号 0566-52-1111
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	高浜市 市民総合窓口センター 市民生活グループ 〒444-1398 愛知県高浜市青木町四丁目1番地2 問い合わせ先電話番号 0566-52-1111

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人未満(任意実施)]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成26年12月31日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成26年12月31日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない

